

令和5年11月16日

柏市長 太田和美様

柏市国民健康保険運営協議会
会長 百瀬



国民健康保険料改定指針に係る審議について（答申）

令和5年7月13日付け柏健保第662号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

「国民健康保険料の改定指針案」については、第3回柏市国民健康保険運営協議会においてとりまとめた案（別添）とする。

主な内容は、

- 1 令和6年度から令和11年度までの6年間、毎年保険料率を改定し、令和12年度までに実質的赤字の解消を図ること
- 2 各年度の改定幅は、1人当たり8,500円を目安とすること
- 3 市は、歳入確保及び歳出適正化の取組みを行い、出来る限り保険料負担の抑制を図ること

である。

（附帯意見）

市は、広く市民の理解を得られるよう、改定指針の策定後、国民健康保険制度の意義、国保財政の窮状や将来推計を含め、保険料改定の必要性とその方法について、早急に周知すべきである。

また、少しでも加入者負担の抑制に資するよう、以下の取組みをさらに推進すべきである。その際、例えば特定健診受診におけるインセンティブを検討するなど、複数の課題を同時に解消する発想の転換も有用であり、調査・研究を進められたい。

- 1 現年度分保険料収納率の向上対策
- 2 過年度分保険料の徴収対策
- 3 特定健診の受診率向上及び慢性腎臓病予防対策など医療費適正化に資する保健事業
- 4 1から3までの取組みによる補助金歳入の確保

■ 背景

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を鑑み、令和2年度以降国民健康保険事業財政調整基金を活用して保険料率・額を据え置いてきた。その結果、令和6年度も据え置く場合、標準保険料と一人当たりの保険料との乖離額が3万円を超える見通しとなっている。国民健康保険事業財政調整基金は令和5年度予算編成時点で枯渇しており、保険料率・額を見直さざるを得ない。そこで、当面の見直しの指針を指針を定め、計画的な改定をする必要がある。

■ 課題

1. 保険料の改定幅と時期
2. 当面の財源不足を補填するために必要な一般財源の額

■ 解消の基本的な視点

1. 期間

令和12年度の保険料率の統一の可能性を考慮し、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

2. 改定の時期

国の様々な制度改正に対応するため、毎年行うこととする。

3. 改定の幅

令和12年度の統一保険料率を見据え、統一された場合に生じる改定額と毎年の改定額とが平準化されるよう、当面の間は一人当たり保険料8,500円（調定ベース）を改定幅の目安とする。

4. 一般財源投入の目安

当面は「2. 改定の時期」及び「3. 改定の幅」に必要な額を確保し、令和11年度から令和12年度までに概ね解消することを目指す。

5. 市の取り組み

本市の努力により得られる交付金等の確保や徴収率の向上、医療費の適正化に努め、出来る限り保険料負担額の抑制を図る。